令　和　８　年　度

中川区役所富田支所における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付

一般競争入札（郵送方式）

入札案内書

申込期間　：令和８年 11 月 10 日(火) ～11 月 25 日(水)

入札期間　：入札参加書到着後～令和８年 12 月 23 日(水)

開札日時　：令和８年 12 月 25 日(金) 午後１時 30 分

名　古　屋　市

入札の前に必ずこの案内書をお読みください。

目 次

◇ 入札のあらまし Ｐ２
◇ 入札説明書 Ｐ４
第１ 貸付物件 Ｐ４
第２ 参加者の資格 Ｐ４
第３ 自動販売機の設置条件 Ｐ７
第４ 申込・受付 Ｐ８
第５ 入札保証金 Ｐ９
第６ 入札方法等 Ｐ９
第７ 入札金額 Ｐ１０
第８ 入札 Ｐ１０
第９ 入札の辞退 Ｐ１１
第１０ 開札 Ｐ１１
第１１ 契約の締結..... Ｐ１２
第１２ 貸付料の納付..... Ｐ１２
第１３ 契約保証金 Ｐ１２
第１４ 販売実績の報告 Ｐ１３
第１５ 問合せ先 Ｐ１３
◇ 公有財産一時使用契約書（案）..... Ｐ１４
◇ 仕様書 Ｐ２０
◇ 入札参加申込書の封筒（記載例） Ｐ２５
◇ 入札参加申込書（様式・記載例） Ｐ２６
◇ 法人役員等に関する調書（様式・記載例） Ｐ３０
◇ 委任状（様式・記載例）..... Ｐ３２
◇ 入札書（様式・記載例）..... Ｐ３４
◇ 入札書の外・中封筒（記載例）..... Ｐ３６
◇ 入札辞退届（様式・記載例）..... Ｐ３８
◇ 販売実績報告書（記載例・報告書） Ｐ４０

入札のあらまし

自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付は、最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方に、名古屋市有地の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制及び現地の状況を確認してください。

「入札のあらまし」は以下のとおりです。

入札案内書の配布 （この案内書）	**令和8年11月10日（火）～令和8年11月25日（水）** 市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。
申込・受付	**令和8年11月10日（火）～令和8年11月25日（水）午後5時まで** **名古屋市中川区役所 3階　企画経理課** ※郵送による申し込みもできます（期間内必着）
参加資格の 審査結果通知	**令和8年12月 上旬** 申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方（以下「入札参加者」といいます。）へ「入札参加書」等を郵送します。なお、本市から内容の確認を行う場合があります。**また「入札参加書」は、入札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管してください。**
郵送入札	**入札参加書到着～令和8年12月23日（水）午後5時必着** 書留又は簡易書留郵便により入札書類を提出してください。普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。また、期間後到着の郵送入札も無効となります。なお、入札書の到着確認の問い合わせにはお答えできません。 入札書（入札を委任する場合は委任状も）は市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

（次ページへ）

開札	**令和8年12月25日（金）午後1時30分開札** **開札会場：中川区役所 3階　大会議室** 入札参加者及びその代理人以外の方の入場はできません。 入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を市公式ウェブサイトで公表します。

▼

契約の締結	**令和9年1月29日（金）**まで 契約締結期限は令和9年1月29日（金）です。当初の貸付期間は令和9年4月1日から令和10年3月31日までとし、令和10年4月1日から4年を限度に1年を単位として更新できます（最大令和14年3月31日まで）。 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

▼

契約保証金及び 貸付料の納付	契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。 なお、名古屋市契約規則第31条の規定により、契約保証金を免除することがあります。

▼

自動販売機の設置	設置工事は、契約期間内に行ってください。令和9年4月1日から営業できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間終了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状回復のうえご返却ください。

※ 中川区役所へお越しの際は、駐車場が混雑しますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

地下鉄　東山線「高畑」下車　3番出口　徒歩3分

市バス　「地下鉄高畑」下車　徒歩3分

入　札　説　明　書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第１　貸付物件

1　自動販売機を設置する施設及び設置場所

施設名称	種類	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	最低貸付価格
中川区役所富田支所	清涼飲料水	名古屋市中川区春田 3 丁目 215 番地	1階玄関横	2.0 ㎡	1 台	月額 400 円

2　現地説明会は行いません。入札参加希望の方は必ずご自分で現地確認を行ってください。

3　詳細は仕様書をご参照ください。

第２　参加者の資格

1　次のいずれか一つにでも該当する方は、入札に参加することはできません。

(1)　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定する者

(2)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者

(3)　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）

(4)　会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）

(5)　本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者

(6)　本公告の日から落札決定までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年1月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者

(7)　本公告の日から過去 3 年以内に、自ら管理及び運営する自動販売機を設置した実績を有しない者

2　暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議の上合意書を締結しており公有財産の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、名古屋市から愛知県警察に照会します。

このため、**入札参加申込者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職者名簿等の情報を提出していただきます。（詳しくは「第４　申込・受付」を参照してください。）情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんのでご注意ください。**

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）

（平成20年１月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1　定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 法人等　法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 役員等　法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(4) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員等　暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

(6) 排除措置　4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2　排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

(1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等

(2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人

第３　自動販売機の設置条件

1　設置事業者の施設使用形態

(1)　自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地の一部を賃貸する方法により行います。

(2)　一時貸付であり、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

2　貸付期間

(1)　当初の契約は令和9年4月1日から令和10年3月31日までとし、以後令和10年4月1日から4年を限度に1年を単位として更新できます（最大令和14年3月31日まで）。

(2)　更新は1年毎の更新とし、更新を希望される場合は、毎年度11月末日までに契約担当課まで申し出てください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。

(3)　更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3　貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

4　必要経費

(1)　自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

(2)　光熱水費についても設置事業者の負担とします。名古屋市の施設から電気を供給する物件は、各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、名古屋市が指定する期限までに名古屋市の指定する方法で全額納付してください。

(3)　電気工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。詳しくは仕様書をご覧ください。

5　設置機器の仕様

仕様書をご参照ください。

6　利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

(1)　契約条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

(2)　自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(3)　その他契約書及び仕様書の事項を遵守すること。

7　維持管理

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

(1)　商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・維持管理を適切に行うこと。

(2)　自動販売機（清涼飲料水）に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

(3)　関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(4)　自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(5)　自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
(6)　名古屋市が公共上の理由により移転を求めたときは、求めに応じて移動すること。
(7)　設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができない。

第４　申込・受付

受付期間	**令和8年11月10日（火）から令和8年11月25日（水）午後 5 時まで**
提出先	**名古屋市中川区役所　3階　企画経理課**　電話　052－363-4304 郵送の場合は、下記あて先まで（期間内必着）。 〒454-8501　名古屋市中川区高畑一丁目２２３ 名古屋市中川区役所区政部企画経理課あて ※封筒（表）に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。 （入札案内書の25ページに記載例があります。）
必要書類等	(1) **入札参加申込書**　1通 入札案内書の26～27ページに書式があります。。連名で入札に参加する場合は、 1 通の入札参加申込書に氏名又は名称を連記してください。この場合、連名者全員が「第2　参加者の資格」に規定する入札参加資格を有する必要があります。入札参加申込書を印刷する際は、別紙誓約事項を入札参加申込書の裏面に印刷してください。 (2)〈個人の場合〉**住民票の写し（個人番号、住民票コード、続柄及び本籍が省略されたもの）**　1通 〈法人の場合〉**現在事項全部証明書**又は**履歴事項全部証明書**　1通 ※どちらも発効後3カ月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (3)〈法人のみ〉**法人役員等に関する調書** 入札案内書の30ページに書式があります。 (4)〈個人・法人いずれも〉**入札公告日から過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機を設置した実績を証明するもの**（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書又は契約書の写し、民間施設の場合は契約書等の写し。ただし、本市発行の行政財産使用許可書、本市との契約書又は本市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらの写しを提出してください。） ※連名で入札に参加された場合は、連名者全員の実績が必要です。 (5) 返信用封筒として、**表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長3号（12㎝×23.5㎝）封筒**

注意事項	(1) 書類の提出方法は、持参又は郵送に限ります。 (2) 郵送の場合は、書留又は簡易書留郵便により郵送してください。 (3) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となる場合がありますので、早めにご提出ください。 (4) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。
参加資格の審査結果の通知	(1) 申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方（以下「入札参加者」といいます。）へ、令和8年12月上旬に「入札参加書」を郵送します。 (2) 「入札参加書」は、入札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管し、入札日当日に持参してください

第５　入札保証金

1　入札保証金とは、入札するにあたって、物件ごとにあらかじめ指定した金額を入札前に納めていただくものです。入札保証金額は、1,200円です。

なお、自ら管理・運営する事業実績が分かる書類を提出するなど、貸付契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

2　入札保証金の納付が必要な方には、入札保証金納付書をお送りしますので、納付期限までに金融機関窓口で納めてください。

3　入札保証金の納付後、金融機関窓口で領収書が渡されます。領収書は、入札保証金の還付請求される際に必要となりますので、必ず保管してください。

4　入札保証金は、落札者以外の方には落札者の決定後、還付します。落札者には貸付契約締結後に還付しますが、落札者が契約を締結しない場合は本市に帰属します。

5　入札保証金には利子を付けません。

第６　入札方法等

入札方法	**書留又は簡易書留による郵送により行います。** ※普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。 ※郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
入札期間	**入札参加書到着後～令和8年12月23日（水）午後5時（必着）** ※上記期間前または上記期間後に到着した入札は無効となります。 ※入札書の到着確認のお問い合わせにはお答えできません。
郵送先	〒454-8501　名古屋市中川区高畑一丁目２２３ 名古屋市中川区役所区政部企画経理課あて ※封筒（表）に「入札書在中」と朱書きしてください。

必要書類等	(1)　**入札書** 入札案内書34ページに書式があります。記載方法は、10ページの「第８　入札」をご参照ください。 (2)　**入札保証金領収書の写し（入札保証金の納付が必要な方のみ）** (3)　**委任状（代理人が入札する場合）** 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。案内書の32ページに書式があります。
	二重封筒を用い、入札書を中封筒に入れて封をし、中封筒には入札者名、住所又は所在地、電話番号、入札件名、物件番号及び開札日を記載してください。巻末に記載例があります。 入札書を入れ封をした中封筒を、入札保証金領収書又は払込領収証の写し（入札保証金を納付された方に限ります。）及び委任状（代理人によって入札しようとする方に限ります。）とともに、郵送用の外封筒に入れてください。 郵送用の外封筒には、入札件名、開札日、入札書在中の旨を朱書きしてください。外封筒裏側又は外封筒表側左下部に入札者名、住所又は所在地を記入し、**書留又は簡易書留郵便により送付**してください。巻末に記載例があります。 (注)書留又は簡易書留郵便での送付によらない入札、二重封筒での郵送によらない入札、中封筒に入札者名、住所又は所在地、電話番号、入札件名及び開札日の記載のない入札は無効となります。

第７　入札金額

入札金額は、**貸付料の月額**を表示してください。最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方が落札者となります。最低貸付価格（月額）は400円です。

第８　入札

1　入札は所定の入札書を使用します。入札案内書の34ページに書式が、35ページに記載例があります。

2　入札書には黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。

3　脱字又は誤字を加除修正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

4　入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に￥マークをつけ、円未満の端数は記入しないでください。

5　入札者は、郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

6　前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1)　郵送した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回した入札

(2)　入札参加資格のない者がした入札

(3)　入札保証金を納付する場合で、入札保証金が納付されていない入札

(4)　入札保証金を納付した場合で、入札保証金が予め定めた額に満たない入札
(5)　最低貸付価格（月額）に達しない金額を記載した入札
(6)　金額を改ざんし、又は訂正した入札
(7)　記入事項を判読できない入札
(8)　入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
(9)　一定の金額をもって価格を表示しない入札
(10)　記名のない入札
(11)　同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
(12)　書留又は簡易書留によらないで郵送した入札
(13)　到達期間及び送付先に到達しなかった入札
(14)　二重封筒により郵送されなかった入札
(15)　中封筒に入札者名、所在地、入札件名又は開札日の記載がない入札
(16)　到達期間内に必要書類がそろわなかった入札
(17)　委任状を提出していない代理人のした入札
(18)　その他入札の条件に違反した入札

第９　入札の辞退

1　入札書の郵送後、開札日前日までは入札を辞退することができます。
2　入札を辞退する場合は、入札辞退届に記名のうえ、中川区役所企画経理課に入札辞退届を直接ご提出ください。
3　入札を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、落札決定後の辞退については、今後実施される自動販売機に伴う名古屋市有地等の貸付入札に参加できない場合があります。

受付期間	**入札参加書到着から令和8年12月23日（水）午後5時(必着)** 午前9時から午後5時まで ※郵送による辞退届の提出はできません。
提出先	〒454-8501　名古屋市中川区高畑一丁目２２３ 名古屋市中川区役所区政部企画経理課 電話：052-363-4383
必要書類等	**入札辞退届** 入札案内書の38ページに書式があります。 (1)記名してください。 (2)封筒に入れ封印する必要はありません。

第１０　開札

開札日時	令和8年12月25日(金)午後1時30分開始
開札会場	名古屋市中川区役所3階　大会議室

注意事項	(1) 入札参加者の入場は自由ですが、入札参加者及びその代理人（以下「入札者」という。）以外の入場はできません。 (2) 会場へ入場をする際には、入札参加書及び委任状の写しをご持参ください。 (3) 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札者とし、開札会場内で発表します。 (4) 入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札者名、入札金額について、照会や情報公開請求があれば回答する場合があります。 (5) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
くじの実施	(1) 最高価格(月額)の入札者が複数あるときは、開札終了後、入札者にくじを引かせて落札者を決定します。 (2) 入札者が当日開札会場に来場されない場合、又は入札者がくじを引かない場合は、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第１１　契約の締結

1　落札者には、公有財産貸付決定通知書を郵送します。

2　本件契約は、電子契約又は紙による契約を選択できます。

3　電子契約の場合は、当事者が合意の後、電子署名がされた電磁的記録を各自保管します。

4　紙による契約の場合は、契約書を2通作成し、各自1通ずつを保管します。契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

5　契約締結期限は令和9年1月29日（金）です。それまでに貸付契約をしないときは落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。

6　貸付契約は、入札申込者名義で行います。

第１２　貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第１３　契約保証金

1　貸付契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第31条の規定により、契約保証金を免除することがあります。

2　契約保証金は、貸付月額（入札金額）の6か月分とします。

3　契約保証金は、貸付物件の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。

4　契約保証金には、利子をつけません。

第１４　販売実績の報告

設置した自動販売機にかかる月別販売数及び月別販売金額について、「販売実績報告書」（40ページ）により、半期ごとに名古屋市に報告していただきます。

第１５　問い合わせ先

〒454-8501
名古屋市中川区高畑一丁目２２３
名古屋市中川区役所区政部企画経理課
電話　052-363-4304　ファクシミリ　052-363-4316
電子メール　a3634304@nakagawa.city.nagoya.lg.jp

本案内書の内容に質問がある場合は、以下の方法により提出してください。

1　令和8年11月17日（火）午後1時までに提出してください。

2　上記のあて先へファックス又は電子メールで質問書を送付してください（様式は問いませんが、電子メールで送付の際には、件名に必ず「中川区役所富田支所における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付」と記入してください。）

3　すべての質問に対する回答をまとめた回答書を令和8年11月20日（金）までに名古屋市公式ウェブサイト上に公開します。

4　回答には、あわせて仕様の補足等が示されることもありますので、入札書を提出する前に必ず確認してください。

公有財産一時使用契約書（案）

貸付人名古屋市（以下「貸付人」という。）と借受人＿＿＿＿＿＿（以下「借受人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第25条に定める一時使用、以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条　貸付人及び借受人は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。

2　借受人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第2条　一時使用物件は、次のとおりとする。

所在地	施設名称	設置場所	設置可能範囲	設置台数
中川区春田三丁目215番地	中川区役所富田支所	1階玄関横	2.00㎡（幅2m×1m）	1台

（指定用途）

第3条　借受人は、一時使用物件を自動販売機の設置のために使用しなければならない。

2　借受人は、一時使用物件を指定用途に供するにあたっては、別紙仕様書の内容を遵守しなければならない。

3　借受人は、一時使用物件について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならない。

（一時使用期間及び更新）

第4条　一時使用期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2　借受人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和10年4月1日から 4年間を限度（最大令和14年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

3　前項に定める借受人の申請は、各年11月末日までに貸付人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。

（貸付料）

第5条　貸付料は、総額金＿＿＿＿＿＿円（月額金＿＿＿＿＿＿円）とする。

2　借受人は、前項に定める貸付料を、貸付人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年度	期間	支払時期
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日

（第4条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期）

年度	期間	支払時期
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	令和10年4月末日

令和11年度	令和11年4月～令和12年3月分	令和11年4月末日
令和12年度	令和12年4月～令和13年3月分	令和12年4月末日
令和13年度	令和13年4月～令和14年3月分	令和13年4月末日

3　前項の貸付料は、日数が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

（電気料金の支払い）

第6条　借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

2　貸付人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量の単価に基づき、子メーターの表示する使用料を計算し、借受人に納入通知書を送付する。

3　借受人は、前項の納入通知書の定める日までに貸付人に電気料金を支払わなければならない。

（延滞金）

第7条　借受人は、第5条第2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第1項に定める率により算定した延滞金を貸付人に支払わなければならない。

（充当の順序）

第8条　借受人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

（契約保証金）

第9条　借受人は、貸付人に対して契約保証金として金　　円（貸付月額6か月分）を貸付人が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。

2　前項に定める契約保証金については、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3　第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4　借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、貸付人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、貸付人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を借受人に書面で通知するものとし、借受人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を貸付人に納付しなければならない。

5　前項の定めにかかわらず、借受人は、契約保証金をもって本件契約から発生する借受人の貸付人に対する債務の弁済に充当することを貸付人に請求できない。

6　貸付人は、本件契約が終了し、借受人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、借受人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した借受人の貸付人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から借受人に対する一切の債務を控除した残額を借受人に還付する。

7　借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

（届出事項）
第10条　借受人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに貸付人に対して届けなければならない。
(1)借受人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき
(2)借受人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき
(3)一時使用物件が滅失又は損傷したとき

（かし担保）
第11条　借受人は、本件契約を締結した後、一時使用物件について数量の不足その他隠れたかしを発見しても、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

（指定期日）
第12条　借受人は、一時使用物件を、貸付人が定める日までに第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。
2　借受人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

（権利譲渡等の禁止）
第13条　借受人は、貸付人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

（物件保全義務）
第14条　借受人は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。
2　前項の規定により支出する費用は、すべて借受人の負担とし、貸付人に対しその償還等の請求をすることができない。
3　借受人は、騒音、悪臭又は土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。
4　借受人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

（調査協力義務）
第15条　貸付人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、借受人は、これに協力しなければならない。
2　借受人は、10月及び4月末に、一時使用物件に設置した自動販売機にかかる直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を貸付人へ提出しなければならない。

（違約金）
第16条　借受人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として貸付人に納付しなければならない。
(1) 第3条第1項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定

用途以外の用途に供したときは、金　　円（貸付料5年分総額の100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）。）

(2) 第12条第2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったときは、金　　円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）

(3) 第13条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金　　円（貸付料5年分総額の100分の30に相当する額。）

(4) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金　　円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）

2　前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第17条　貸付人は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき。

(2) 借受人が、第3条第1項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したとき。

(3) 借受人が、第5条第2項に定める貸付料の支払いを2か月以上怠ったとき。

(4) 借受人が、第12条第2項の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったとき。

(5) 借受人が、第13条の定めに違反して、貸付人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。

(6) 借受人が、第14条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき。

(7) 借受人が、第14条第3項の定めに違反したとき。

(8) その他借受人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

（期間内解約）

第18条　借受人は、第4条に定める一時使用期間中に、貸付人に対して本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は、借受人の解除申し入れ後2か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の貸付料（1か月を超える又は1か月に満たない端数については1か月を30日とする日割り計算により算定する。）について、貸付人はこれを借受人に対して還付するものとする。ただし、当該申し入れ時に貸付けの存続期間が2か月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとするとし、既納の貸付料について、貸付人はこれを借受人に対して還付しない。

2　借受人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の2か月分（前項ただし書きの場合においては当該存続期間分）に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約

することができる。

（契約の失効）

第19条　天災地変その他貸付人借受人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

2　前項により本件契約が失効した場合には、貸付人借受人相互に損害賠償の請求はしない。

（原状回復義務）

第20条　一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、借受人は自己の費用をもって工作物その他借受人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2　借受人は、前項の定めにより一時使用物件を貸付人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに貸付人の検査を受け、貸付人の承認を得なければならない。

3　本件契約が終了したにもかかわらず、借受人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、借受人は貸付人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、貸付人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

（貸付料の清算）

第21条　本件契約が、第17条の定めにより一時使用期間の中途で解約された場合において、その原因が同条第1号によるときその他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、貸付人はこれを借受人に対して還付しない。

（損害賠償）

第22条　借受人は、本件契約に定める義務を履行しないため貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄）

第23条　借受人は、一時使用期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

（契約の費用）

第24条　本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

（疑義の決定）

第25条　本件契約に関し疑義があるときは、貸付人借受人協議のうえ決定する。

（裁判管轄）

第26条　貸付人借受人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を２通作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

ただし、本契約の契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保有する。

令和　　年　　月　　日

貸付人　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名古屋市
代表者　名古屋市長　広沢　一郎

借受人

仕　様　書

名古屋市を貸付人とし、自動販売機設置事業者を借受人とする。

1　自動販売機設置場所

種類	所在地番	設置場所*	設置台数	設置可能範囲
清涼 飲料水	中川区春田三丁目 215番地	1階玄関横	1台	2.00㎡ (幅2.00m×奥行1.00m)

＊詳細は〈設置箇所詳細図〉を参照ください。

2　自動販売機設置のための市有地の貸付期間

令和 9年 4月 1日～令和 10年 3月31日

※ただし、当初の条件を変更しないことを前提に、令和 9年 4月 1日から 4年を限度に、1年を単位として契約の更新ができるものとする(最大令和14年 3月31日まで)。

3　自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

(1)　自動販売機本体の大きさは、仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、1台あたりの重量は約 600kg以下とする。

(2)　機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。

(3)　新旧 500円硬貨及び新旧 1,000円紙幣が使用できる機種とすること。

(4)　自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、借受人の負担とする。

(5)　自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

(6)　電気料金を計測するための子メーターを、借受人の負担により設置すること。

(7)　自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。

(8)　自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の借受人の連絡先を自動販売機に明記すること。

(9)　借受人は、自動販売機を撤去したときは、借受人の責任と負担のもとに現状復旧を行い、貸付人の確認を受けること。

(10)　機種は災害支援型ベンダーとし、災害時に自動販売機庫内の飲料を無償で開放すること。

ア　災害発生時に、貸付人が飲料の提供を必要と判断した場合には、借受人が設置する当該自動販売機内の全ての飲料を災害被害者に対して無償で提供すること。

なお、災害発生時には非常用電源を使用し対応すること。

イ　上記無償開放時のため、手動の鍵を施設管理者に預けること。

ウ　開放する飲料数について、庫内のものに加えて、借受人は貸付人との協議

のうえで必要に応じた数を随時自動販売機内に無償で追加すること。
なお追加数の上限は、3,000 本とする。

エ　借受人は追加の要請があった場合は、速やかに輸送体制を整えること。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、貸付人との協議により対策を講じるものとする。

オ　貸付人は、追加の要請を行うときは、提供要請書をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合等では、口頭、電話等により要請できることとし、後日速やかに提供要請書を提出する。

カ　自動販売機内に追加する飲料の種類について、借受人は貸付人との協議のうえで決定し追加すること。

(11)　その他設置する自動販売機に必要な機能

ア　災害時にも自動販売機が稼動できる機器を備え付けていること。

イ　当該自動販売機が災害支援型自動販売機であり、災害時には無償開放を行う旨を自動販売機に明示すること。

(12)　ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。

(13)　既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は貸付人と協議のうえ、令和 9 年 4 月 1 日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和 9 年 4 月 2 日より以降の日となった場合においても、借受人は貸付料の減免又は返還を求めることはできない。

4　販売品目の条件

(1)　酒・タバコの販売を行わないこと。

(2)　販売価格は、標準販売価格以下とすること。

(3)　販売品目については、指定がある場合は、その指定に従うこと。指定が無い場合は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。

(4)　商品の具体的な構成については、貸付人との協議によること。

5　維持管理責任

(1)　貸付人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、借受人の責任により維持管理するものとする。

(2)　借受人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。

(3)　光熱水費については、借受人の負担とし、貸付人が指定する期限までに全額納入すること。なお、電気料金については、借受人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。

(4)　借受人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、貸付人の指示に従うこと。

(5)　借受人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図ると

ともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。

(6)　借受人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(7)　自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、借受人の責任において対応すること。

(8)　自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、貸付人の責に帰さない事由による場合は、借受人が補償すること。

(9)　借受人は、機種の交換を行う場合は、予め貸付人に申し出たうえで、貸付人の承諾を受けなければならない。

(10)　貸付人は、貸付人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、借受人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は借受人が負担すること。

6　その他

(1)　借受人は、貸付人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

(2)　電子マネー、交通系ICカード、QRコード決済等のキャッシュレス決済については、利用者 の利便性向上の観点から、借受人はこれらへの対応に努めるものとする。なお、これらキャッシュレ ス決済への対応に係る一切の費用については、すべて借受人の負担とする。

(3)　借受人は、貸付人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、貸付人が別に定める様式により報告すること。

なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。

(4)　この仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度貸付人借受人協議のうえ定めるものとする。

7　妨害又は不当要求に対する届出義務

(1) 賃借人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

(2) 賃借人が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

8　障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第 1 条 この契約による事務事業の実施(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25 年法律第65号。以下「法」という。)、愛知県障害者差

別解消推進条例(平成27 年愛知県条例第56 号)、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例(平成30 年名古屋市条例第61 号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成28 年1 月策定。以下「対応要領」という。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針(法第11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

9 契約担当課及び施設担当課＊

契約担当課	中川区企画経理課	電話052-363-4304（担当：木村）
施設担当課	中川区富田支所区民生活課	電話052-301-8365（担当：水藤）

＊お問い合わせ先について

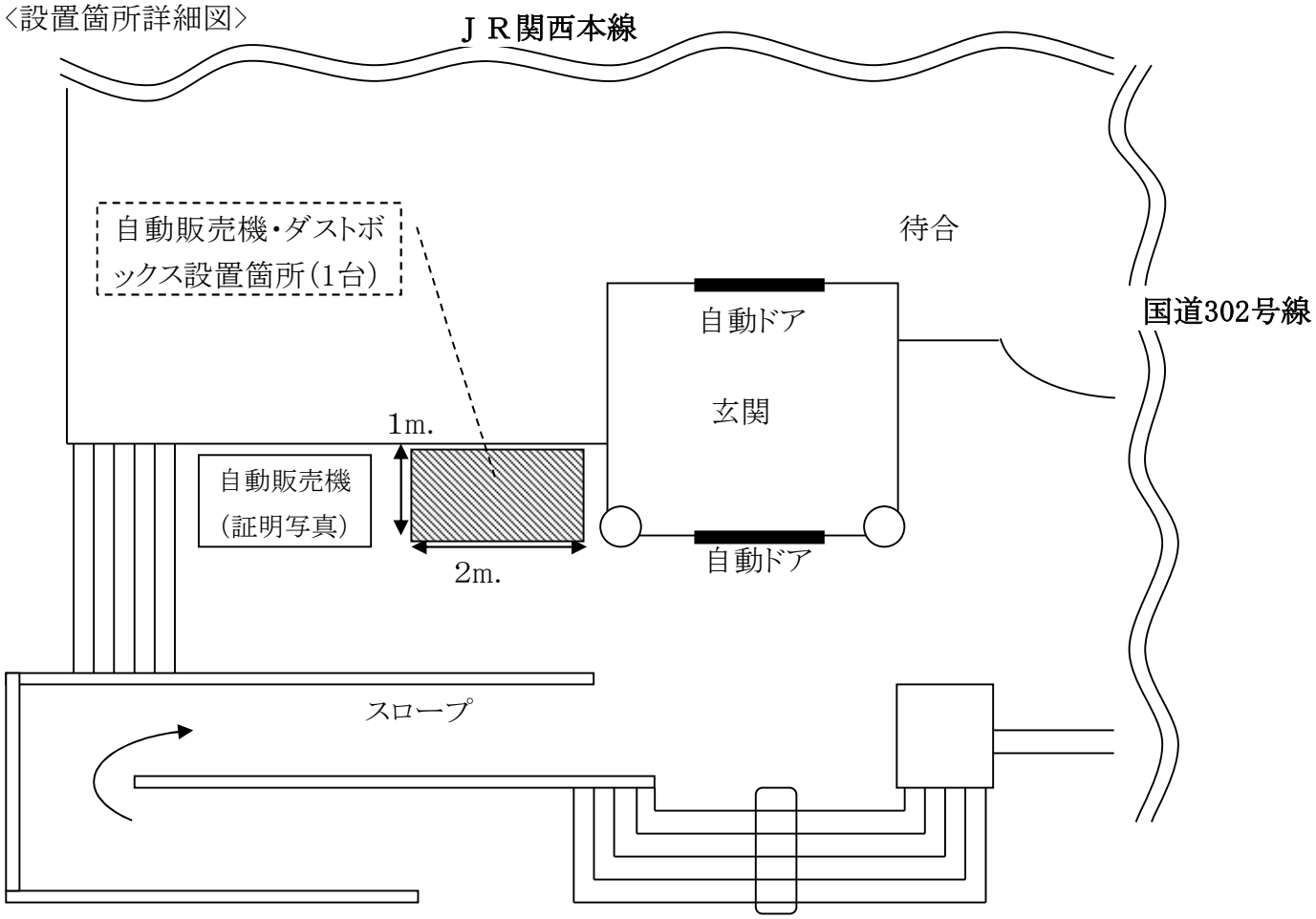
お問い合わせ内容により、お問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
入札全般に関すること	上記契約担当課
仕様書及び契約に関すること	上記契約担当課
施設の設置場所の状況等に関すること	上記施設担当課

〈現地案内図〉



〈設置箇所詳細図〉



10　参考

(1)　中川区の人口及び世帯数　216,847 名、106,595 世帯（令和 8 年 10 月 1 日時点）

(2)　戸籍に関する届出件数　6,007 件（令和 7 年度）

(3)　住民票届出件数　20,829 件（令和 7 年度）

(4)　住民票・戸籍等証明等交付件数　97,042 件（令和 7 年度）

(5)　現在設置中の自動販売機の販売数量等

年度	販売数量	販売金額	契約金額 （月額・円）	特記仕様
令和 7 年度	6,756 本	971,930 円	42,900 円	災害支援機能付き・ユニバーサルデザイン

（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。）

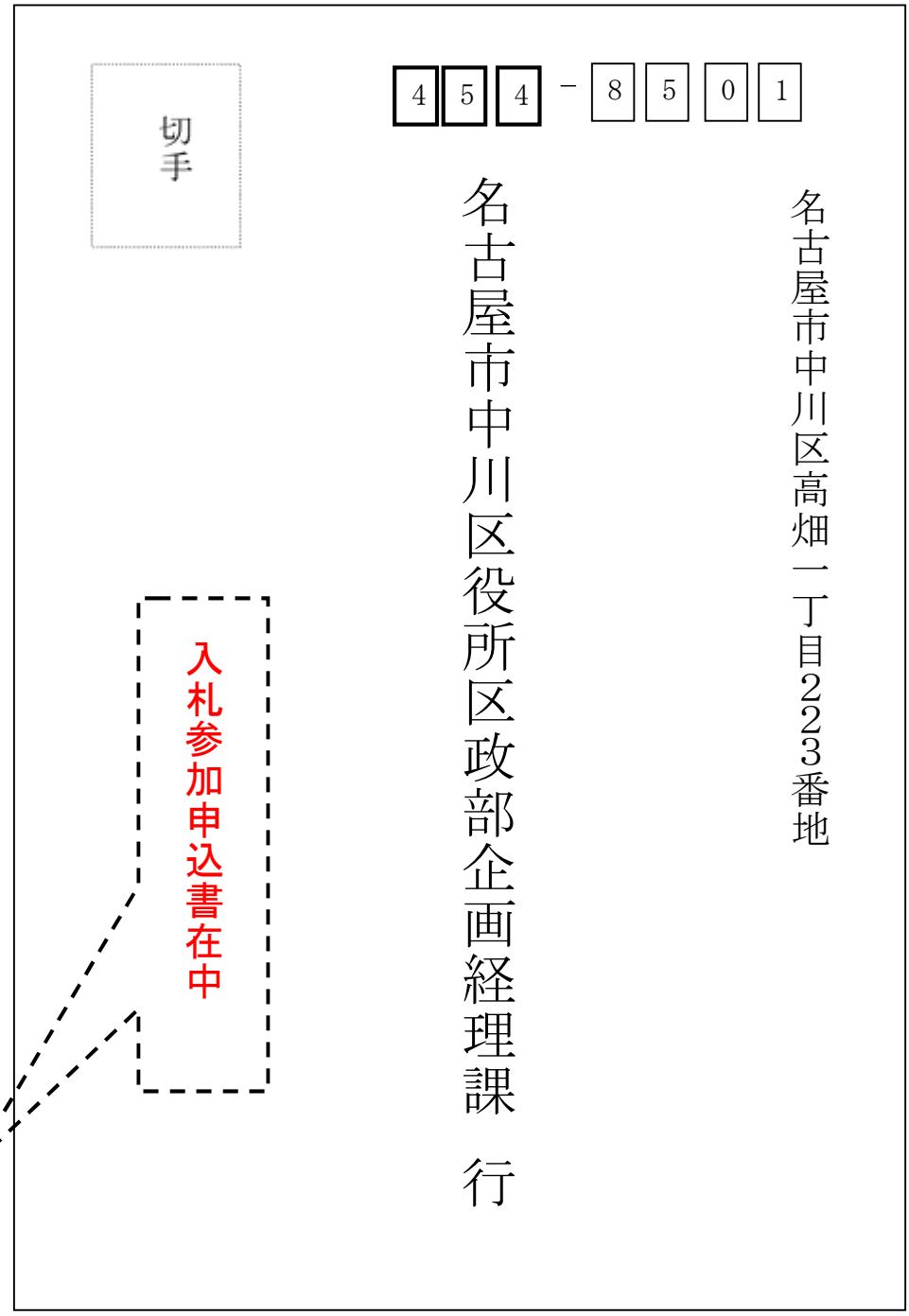
11　現地確認可能日時

平日 9 時～17 時（「9. 契約担当課及び施設担当課」の「契約担当課」担当に事前にご連絡のうえお越しいただくようお願いいたします。）

記　載　例

入札参加申込書の封筒

（表面）



※書留又は簡易書留郵便により提出してください。
※受付期間内に必着するように郵送してください。

入 札 参 加 申 込 書

令和　年　月　日

（あて先）

名古屋市長　広沢　一郎

（申込者）住 所

(フリガナ)
氏 名

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1　借受けを希望する物件

種類	施設名称	設置場所	設置台数
清涼飲料水	中川区役所富田支所	1階玄関横	1台

2　入札参加書送付先

住所　〒

氏名　　☎

上記以外の☎

備 考

① この申込書は、令和 8年11月10日(火)午前 9時から令和 8年11月25日(水)午後 5時00分までの間に、必要書類を添付して、名古屋市中川区役所区政部企画経理課まで持参又は郵送（期限内必着）してください。
② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。
⑤ 裏面に別紙誓約事項を印刷して下さい。

（別紙）

誓　約　事　項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1　次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）

ア　契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）

カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ　アからカまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。

ア　会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

イ　民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(4) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者

(5) 本公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者

(6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2条第 2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者

(7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者

(8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者

(9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者

(12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

(13) 本公告の日から過去 3か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者

2　前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記　載　例

入　札　参　加　申　込　書

令和　年　〇月　〇日

本書提出日を記載

（あて先）
名古屋市長　広沢　一郎

個人の場合　（申込者）住　所　*名古屋市中区三の丸三丁目1番1号*

ナゴヤ　タロウ

氏名（フリガナ）　*名古屋　太郎*

法人の場合　（申込者）住　所　*名古屋市中区三の丸三丁目1番1号*

氏名（フリガナ）　*名古屋株式会社*

ナゴヤ　タロウ

代表取締役　名古屋　太郎

※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1　借受けを希望する物件

種類	施設名称	設置場所	設置台数
清涼飲料水	中川区役所富田支所	1階玄関横	1台

2　入札参加書送付先

住所　〒*462-8511　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号*

氏名　*名古屋株式会社　営業課　甲野　乙郎*　電話番号　****-***-*****

上記以外の電話番号　****-****-*****

備　考

① この申込書は、令和 8年11月10日(火)午前 9時から令和 8年11月25日(水)午後 5時00分までの間に、必要書類を添付して、名古屋市中川区役所区政部企画経理課まで持参又は郵送（期限内必着）してください。
② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。
⑤ 裏面に別紙誓約事項を印刷して下さい。

（別紙）

誓　約　事　項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1　次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）

ア　契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）

カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ　アからカまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。

ア　会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

イ　民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(4) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者

(5) 本公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者

(6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2条第 2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者

(7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者

(8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者

(9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者

(12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

(13) 本公告の日から過去 3か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者

2　前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

法 人 役 員 に 関 す る 調 書

商号又は名称	
所　在　地	

役 職 名	(フリガナ) 氏　名	生年月日	性別	住　　所
	（　　）	T･S･H･R ・ ・		
	（　　）	T･S･H･R ・ ・		
	（　　）	T･S･H･R ・ ・		
	（　　）	T･S･H･R ・ ・		
	（　　）	T･S･H･R ・ ・		
	（　　）	T･S･H･R ・ ・		
	（　　）	T･S･H･R ・ ・		
	（　　）	T･S･H･R ・ ・		
	（　　）	T･S･H･R ・ ・		
	（　　）	T･S･H･R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

記　載　例

法　人　役　員　に　関　す　る　調　書

商号又は名称	*名古屋株式会社*
所　在　地	*名古屋市中区三の丸三丁目1番1号*

役職名	(フリガナ) 氏　名	生年月日	性別	住　所
代表取締役	*(ナゴヤ　タロウ)* *名古屋　太郎*	T・[S]・H・R *40・1・1*	*男*	*名古屋市中区三の丸三丁目1番1号*
取締役	*(ナゴヤ　ハナコ)* *名古屋　花子*	T・[S]・H・R *41・2・1*	*女*	*名古屋市中区三の丸三丁目1番1号*
取締役	*(アイチ　ジロウ)* *愛知　次郎*	T・[S]・H・R *42・3・1*	*男*	*名古屋市中区丸の内二丁目1番36号*
監査役	*(アイチ　サブロウ)* *愛知　三郎*	T・[S]・H・R *43・4・1*	*女*	*名古屋市中区二の丸2番2号*
	(　　)	T・S・H・R ・　・		
	(　　)	T・S・H・R ・　・		
	(　　)	T・S・H・R ・　・		
	(　　)	T・S・H・R ・　・		
	(　　)	T・S・H・R ・　・		
	(　　)	T・S・H・R ・　・		

代表役員については、法人登記簿に記載されている住所地を記載し、
その他の役員については、現住所

※　法人の役員について記載すること。

委　任　状

私は都合により　　を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委　任　事　項

令和 8年11月10日公告の中川区役所富田支所における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

委任者　（所在地）
（商号又は名称）
（代表者　役職・氏名）

上記委任の件承諾いたしました。

受任者　（住 所）
（氏 名）

(あて先)名古屋市長

記　載　例

委　任　状

私は都合により　*名古屋市中区丸の内二丁目1番36号　愛知　次郎*　を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委　任　事　項

令和　8年11月10日公告の中川区役所富田支所における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和　*8*　年　*〇*月　*〇*日

委任者　（所在地）　　*名古屋市中区三の丸三丁目1番1号*

（商号又は名称）　　*名古屋株式会社*

（代表者　役職・氏名）　*代表取締役　名古屋　太郎*　（押印不要）

上記委任の件承諾いたしました。

受任者　（住　所）　　*名古屋市中区丸の内二丁目1番36号*

（氏　名）　　*名古屋株式会社*

取締役　愛知　次郎　　（押印不要）

（あて先）名古屋市長

入 札 書

令和　年　月　日

(あて先)

名古屋市

代表者　名古屋市長　　広沢　一郎

(入札者)

住 所

氏名(フリガナ)

令和 8年11月10日公告の中川区役所富田における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

施設名称					設置場所				
中川区役所富田支所					1階玄関横				
金額(貸付月額)	千	百	拾	万	千	百	拾	壱	
									円

(1) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。

(2) 書き間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。

(3) 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、円未満の端数は記入しないでください。

(4) 入札金額の頭に￥を必ず記入してください。

記　載　例

入　札　書

令和　8年　〇月　〇日

本書提出日を記載

（あて先）
（あて先）
名古屋市長　広沢　一郎

個人の場合　（申込者）住　所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
ナゴヤ　タロウ
氏（フリガナ）名　名古屋　太郎　（押印不要）

法人の場合　（申込者）住　所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
氏（フリガナ）名　名古屋株式会社
ナゴヤ　タロウ
代表取締役　名古屋　太郎
（押印不要）

令和 8年11月10日公告の中川区役所富田における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

施設名称					設置場所				
中川区役所富田支所					1階玄関横				
金額（貸付月額）	千	百	拾	万	千	百	拾	壱	
									円

(1) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。

(2) 書き間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。

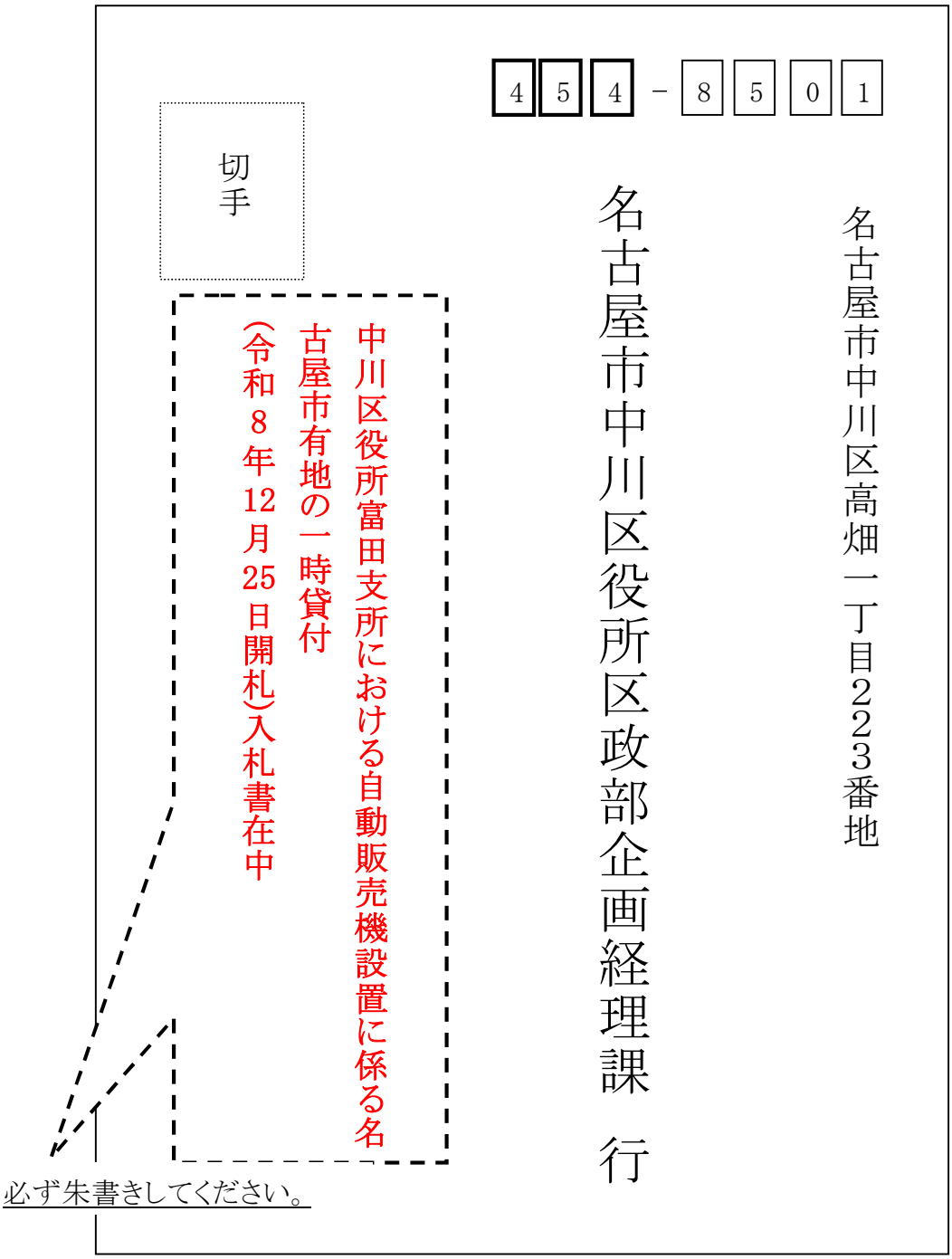
(3) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。

(4) 入札金額の頭に￥を必ず記入してください。

記　載　例

入札書の郵送　外封筒

（表面）



※書留又は簡易書留郵便による郵便以外は無効となります。

※裏面又は表面左下部に入札者名、住所又は所在地を記載してください。

記　載　例

入札書を封入する中封筒

（表面）

（入札者名）　名古屋株式会社　代表取締役　名古屋　太郎

（住所又は所在地）　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

（電話番号）　（***）***―****

（入札件名）　中川区役所富田支所における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付

（開札日）　令和８年12月25日開札

※横書きによる記入でも構いません。

※中封筒に入札書を入れた後、必ず封をしてください。

入 札 辞 退 届

令和　年　月　日

(あて先)
名古屋市長　広沢　一郎

（申込者）住 所

(フリガナ)
氏名

(押印不要)

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

令和 8年11月10日公告の中川区役所富田支所における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札について、都合により下記物件の入札を辞退します。

記

種類	施設名称	設置場所	設置台数
清涼飲料水	中川区役所富田支所	1階玄関横	1台

記　載　例

入　札　辞　退　届

令和　8年　〇月　〇日

本書提出日を記載

（あて先）
名古屋市長　広沢　一郎

個人の場合

（申込者）住　所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
ナゴヤ　タロウ
氏　名（フリガナ）　名古屋　太郎　（押印不要）

法人の場合

（申込者）住　所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏　名（フリガナ）　名古屋株式会社
ナゴヤ　タロウ
代表取締役　名古屋　太郎
（押印不要）

※　法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

令和　8年11月10日公告の中川区役所富田支所における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札について、都合により下記物件の入札を辞退します。

記

種類	施設名称	設置場所	設置台数
清涼飲料水	中川区役所富田支所	1階玄関横	1台

販 売 実 績 報 告 書

令和　年　月　日

(あて先)
名古屋市長

令和　年度

契 約 者	会 社 名						
	役職・氏名						
	連 絡 先	担 当 者					
		電 話 番 号					
物 件 番 号		施 設 名 称					
種　　類	清涼飲料水	設 置 場 所					
契 約 日	令和　年　月　日			設置台数	1台		
契 約 期 間	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日						

月	販売数量(本・杯・個・枚)	販売金額(税込)	備考	月	販売数量(本・杯・個・枚)	販売金額(税込)	備考
4月		円		10月		円	
5月		円		11月		円	
6月		円		12月		円	
7月		円		1月		円	
8月		円		2月		円	
9月		円		3月		円	
上半期計		円		下半期計		円	
年度合計		円		(特記仕様等)			

(注)1　上半期分は10月末までに、下半期分は 4月末までに報告してください。
2　報告先　名古屋市中川区役所区政部企画経理課
所在地:名古屋市中川区高畑一丁目223番地
電　話:052-363-4383　FAX:052-363-4316
E-mail:a3634304@nakagawa.city.nagoya.lg.jp
3　特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動販売機の特記仕様(例:1%寄附、災害時支援型ベンダーなど)を記入してください。

記　載　例

販　売　実　績　報　告　書

令和〇年〇月〇日

（あて先）
名古屋市長

令和〇年度

契　約　者	会　社　名	名古屋株式会社					
	役職・氏名	代表取締役　名古屋　太郎					
	連　絡　先	担　当　者	営業課　甲野　乙郎				
		電　話　番　号	***-***-****				
物　件　番　号		施　設　名　称	中川区役所富田支所				
種　　類	清涼飲料水	設　置　場　所	1階玄関横				
契　約　日	令和〇年　〇月　〇日			設置台数	1台		
契　約　期　間	令和　9年　4月　1日　～　令和　10年　3月31日						

月	販売数量（本・杯・個・枚）	販売金額（税込）	備考	月	販売数量（本・杯・個・枚）	販売金額（税込）	備考
4月	〇〇本	△△円		10月		円	
5月	〇〇本	△△円		11月		円	
6月	〇〇本	△△円		12月		円	
7月	〇〇本	△△円		1月		円	
8月	〇〇本	△△円		2月		円	
9月	〇〇本	△△円		3月		円	
上半期計	××本	□□円		下半期計		円	
年度合計		円		（特記仕様等） 災害時支援型ベンダー			

（注）1　上半期分は10月末までに、下半期分は　4月末までに報告してください。
2　報告先　名古屋市中川区役所区政部企画経理課
所在地：名古屋市中川区高畑一丁目223番地
電　話：052-363-4383　FAX：052-363-4316
E-mail：a3634304@nakagawa.city.nagoya.lg.jp
3　特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動販売機の特記仕様（例：1％寄附、災害時支援型ベンダー　など）を記入してください。